

幼児教育・保育の無償化の概要

- ・ 令和元年5月17日、改正子ども・子育て支援法公布
- ・ 幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から開始

1 対象者・対象範囲等

	保育所、認定こども園、地域型保育	幼稚園 (教育・保育 給付対象)	認可外(届出)保育施設等(※2)	幼稚園 (私学助成 対象)	幼稚園の 預かり保 育
3～5 歳	利用料を無償化 (※1)		月額3.7万円まで 利用料を無償化	月額2.57 万円まで 利用料を 無償化	月額1.13 万円まで 利用料を 無償化
0～2 歳	〔対象:住民税非課 税世帯〕 利用料を無償化 (※1)		〔対象:住民税非課税 世帯〕 月額4.2万円まで 利用料を無償化		

※1 無償化の対象外経費

保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は無償化の対象外となる。

※2 認可外(届出)保育施設等の無償化

【趣旨】総合的な少子化対策推進の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため認可外(届出)保育施設等に関する給付制度を創設

【対象】認可外(届出)保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業

【要件】県への届出を行い、国の定める「基準」を満たす施設等であること。

ただし、認可外(届出)保育施設に係る「基準」要件については、5年間の猶予期間が設定

2 給付の負担割合

- ・ 負担割合：原則、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1を負担
- ・ 初年度の取扱い：初年度(令和元年度)に限り、地方負担部分について全額国費(臨時交付金)で補てん